

遊佐町沖洋上風力 産業振興プラットフォーム 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

当会の名称は、「遊佐町沖洋上風力 産業振興プラットフォーム」（以下、「当会」）と称する。

第2条 (主たる事務所)

当会は、主たる事務所を山形県飽海郡遊佐町遊佐字石田 19-18（遊佐町商工会 内）に置く。

第3条 (目的)

当会は、遊佐町沖洋上風力発電事業による地域の経済波及効果を最大化することを目的に、洋上風力発電関連産業への参画意思のある者が、実施事業者とともに、地域の産業振興や物産品の流通拡大、企業・団体間のマッチング、クリーンエネルギーの活用、漁業をはじめとした農林水産業の発展、人材育成や雇用創出等に一丸となって取り組む地域内連携組織として設立する。

第4条 (事業)

当会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 遊佐町沖洋上風力発電事業を始めとした洋上風力関連情報の集約や会員への情報の提供、会員同士の情報の共有に必要な各種イベントの開催
- (2) 洋上風力発電事業に係る先行地域や人材育成拠点等の視察、交流会の開催
- (3) 遊佐町沖洋上風力発電事業の実施事業者、工事事業者、サプライヤー等との交流会や情報交換会の開催、並びにマッチング等に資する各種イベントの開催
- (4) 遊佐町沖洋上風力発電事業の遊佐地域における共生策（協調策・振興策）の実現に向けた各種提言
- (5) その他、前条達成のために必要な関連事業

第2章 会 員

第5条 (会員資格)

当会の目的に賛同する各種団体、企業、個人であって、入会した者を会員とする。

- 2 暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力、また反社

会的勢力に関与している団体は本会の会員になることができない。

- 3 会員となるには、当会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

第6条 （会員の種類）

当会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員
 - (2) 賛助会員
- 2 正会員は会員総会等の会議体において議決権 1 個を有し、発言及び質問をする権利を有する。また、部会を設置したときは、部会に加入することができる。
 - 3 賛助会員は会員総会等の会議体において議決権を有しない。但し、発言及び質問をする権利を有する。部会を設置したときは、部会に加入する権利は有しない。

第7条 （会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 破産宣告等、法的整理の対象となったとき。
- (5) 2年以上会費を滞納したとき。
- (6) 除名されたとき。

第8条 （退会）

会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会に対し、当会所定の様式による退会申込をするものとする。

第9条 （除名）

当会の会員が、当会の名誉を毀損し、当会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反する等、除名すべき正当な事由があるときは、会員総会の決議によりその会員を除名することができる。

第3章 会員総会

第10条 （会員総会）

当会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。

- 2 定時会員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

第11条（招集）

会員総会は、理事会の決定に基づき、会長が招集する。

- 2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。

第12条（決議の方法）

会員総会の決議は、議決権を有する会員の過半数が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

第13条（議決権）

正会員は、各1個の議決権を有する。

第14条（議長）

会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

第15条（議事録）

会員総会の議事について議事録を作成し、会員総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

第16条（理事及び監事の設置等）

当会に次の役員を置く。

- (1) 理事：10名以内
- (2) 監事：2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、若干名を副会長とする。
- 3 理事以外に、アドバイザーを参画させることができる。

第17条（選任等）

理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の互選によって理事の中から定める。
- 3 アドバイザーは、理事会の決議によって選任する。

第18条（理事の職務権限）

会長は、当会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。

第19条（監事の職務権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第20条（アドバイザーの職務権限）

アドバイザーは、理事会の諮問に対し、意見を表明する。

第21条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。
- 5 アドバイザーの任期は、理事会によりこれを定める。

第22条（解任）

理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

- 2 アドバイザーは、理事会の決議によって解任することができる。

第5章 理事会

第23条（構成）

当会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第24条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当会の業務執行の決定
- (2) 部会の設置に係る事項
- (3) 理事及び部会の職務の執行状況の監督
- (4) 会長、副会長、アドバイザーの選定及び解職
- (5) 運営委員の選任及び解職

第25条（招集）

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

第26条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第27条（議事録）

理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 事務局・運営委員

第28条（事務局）

本会の会長の職務を補佐し、事務を処理するため、会長直轄の組織として事務局を設置する。

- 2 事務局は会長が指定した場所に置く。

第29条（運営委員会）

事務局の業務を補佐するため、理事会直轄の組織として運営委員を選任し、運営委員会を組織することができる。

- 2 運営委員は、理事会の決議により選任し、また、理事会の決議により運営委員の選任の目的、任期を特定することができる。
- 3 運営委員は、理事会の決議によって解任することができる。

第7章 会 計

第30条（事業年度）

当会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までの年1期とする。

第31条（事業計画及び収支予算）

当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、会員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出す

ることができる。

- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第32条（事業報告及び決算）

当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時会員総会で承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書

第8章 会 費

第33条（会費）

会員は、当会の目的を達成するため、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 年度毎の会費は会員総会にて決定する。

第34条（納入時期・方法）

会費は、会員総会時に現金納入または当会が指定する口座へ振込むものとする。

第35条（年会費の免除）

NPO法人、公益社団法人、一般社団法人、その他の団体、個人等で、特段の事情があると認められる者については、理事会の決議により会費を免除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会の決議により年会費を免除することができる。

第9章 附 則

第36条（最初の事業年度）

当会の最初の事業年度は、当会成立の日から2025年3月31日までとする。

この会則は、2024年7月24日から施行する。